

付 議 第 16 号

高知県障害者就学指導委員会規則の一部を改正する規則議案

高知県障害者就学指導委員会規則（昭和51年高知県教育委員会規則第1号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県障害者就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号**高知県障害者就学指導委員会規則の一部を改正する規則**

高知県障害者就学指導委員会規則（昭和51年高知県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「就学指導」を「教育支援」に改める。

第1条中「取扱いを要すると思われる者の障害の内容を診断・判定し、その適正な就学を図るため、高知県障害者就学指導委員会」を「支援を必要とする者の障害の状態等を判断し、適切な就学支援その他の教育支援を行うため、高知県障害者教育支援委員会」に改める。

第2条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 障害の状態等の把握

(2) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度の判断

第2条第4号を次のように改める。

(4) 就学先の決定その他の教育支援に関する助言

第2条に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な業務

第3条第1項中「判定委員及び診断委員」を「専門委員及び教育相談委員」に改め、同条第2項中「委嘱又は任命する」を「委嘱し、又は任命する」に改める。

第4条ただし書中「ただし、」を「ただし、委員が欠けた場合における」に改める。

第5条第1項中「これを」を削り、同条第3項中「事故あるとき」を「事故があるとき又は会長が欠けたとき」に改める。

第6条第1項中「次の」を「次に掲げる」に、同条第2項中「前項の」を「前項各号に掲げる」に改める。

第7条第2項中「委嘱又は任命する」を「委嘱し、又は任命する」に改め、同条第3項中「調査・審議」を「調査及び審議」に改める。

第8条第1項中「委員会」を「委員会の会議（以下この条において「会議」という。）」に改め、同条第2項中「委員会の」を削り、「開くこと」を「、議事を開き、及び議決をすること」に改め、同条第3項中「委員会」を「会議」に、「出席委員」を「出席した委員」に、「会長」を「議長」に改め、同条第4項中「委員会の」を削る。

第10条の見出しを「（庶務）」に改め、同条中「事務は」を「庶務は」に改める。

第11条中「別に」を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県障害者就学指導委員会規則を一部改正する議案説明

1 目的

国は、今後の特別支援教育の一層の充実に向け、インクルーシブ教育システムの構築による共生社会の実現という理念を示した。関連して、文部科学省からも、障害のある子どもの就学先の決定や就学指導委員会の在り方について新たな考え方が示された。

その中で、就学指導委員会の役割として、就学先の決定のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うということが付加され、会の名称についても、「教育支援委員会（仮称）」とすることが適当であるとされた。

また、本県においては、近年、医療的ケアが必要な障害の重い児童生徒への対応や心身症及び自閉症等の児童生徒の指導・支援が課題となっており、就学指導委員会の役割として、就学先の決定に加えて、適切な指導や必要な支援について助言を得ることができる機関としての必要性が求められている。

以上の現状を踏まえ、高知県障害者就学指導委員会の規則の一部を改正しようとするものである。

2 規則改正の主な内容

(1) 名称について

「高知県障害者就学指導委員会」を「高知県障害者教育支援委員会」と改める。

(2) 設置目的（第1条）

「適正な就学を図るため」を「適切な就学支援その他の教育支援を行うため」に改め、機能の拡充を図った。

(3) 業務（第2条）

「障害の程度の判断」のみならず、「就学先の決定その他の教育支援に関する助言」を行う機能を付加した。

(4) 委員の名称（第3条）

「判定委員」を「専門委員」に、「診断委員」を「教育相談委員」とし、設置目的の趣旨と対応させた。

(5) その他、規則としての文言を整理し改めた。

3 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県障害者教育支援委員会規則
高知県障害者就学指導委員会規則(抜粋)

高知県障害者就学指導委員会規則
高知県障害者就学指導委員会規則(抜粋)

本則

本則

(設置)

(設置)

第1条 障害を有する児童生徒等のうち教育上特別な支援を必要とする者の障害の状態等を判断し、適切な就学支援その他の教育支援を行うため、高知県障害者教育支援委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

第1条 障害を有する児童生徒等のうち教育上特別な取扱いを要すると思われる者の障害の内容を診断・判定し、その適正な就学を図るため、高知県障害者就学指導委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(業務)

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

第2条 委員会は、次の業務を行う。

(1) 障害の状態等の把握

(1) 障害の内容の検査及び診断

(2) 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度の判断

(2) 前号の検査及び診断に基づく総合判定

(3) 略

(3) 略

(4) 就学先の決定その他の教育支援に関する助言

(4) その他必要な事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な業務

(組織)

(組織)

第3条 委員会は、専門委員及び教育相談委員(以下「委員」という。)で組織し、その数は、35人以内とする。

第3条 委員会は、判定委員及び診断委員(以下「委員」という。)で組織し、その数は、35人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、高知県教育長(以下「教育長」という。)が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、高知県教育長(以下「教育長」という。)が委嘱又は任命する。

(1)～(4) 略

(1)～(4) 略

(委員の任期)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任

補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によって____定める。

2 略

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部)

第6条 委員会に、次に掲げる専門部を置く。

(1)～(5) 略

2 前項各号に掲げる専門部のほか、必要があるときは、その他の専門部を置くことができる。

3 略

(調査員)

第7条 略

2 調査員は、教育長が委嘱し、又は任命する。

3 調査員は、当該専門の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第8条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 _____会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 _____会議は、非公開とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、高知県教育委員会事務局特別支援教育課にお

者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 略

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部)

第6条 委員会に、次の専門部を置く。

(1)～(5) 略

2 前項の専門部のほか、必要があるときは、その他の専門部を置くことができる。

3 略

(調査員)

第7条 略

2 調査員は、教育長が委嘱又は任命する。

3 調査員は、当該専門の事項に関する調査・審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第8条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員会の会議は、非公開とする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、高知県教育委員会事務局特別支援教育課にお

いて処理する。

(委任)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が__定める。

いて処理する。

(委任)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

改正 昭和53年11月14日教育委員会規則第7号 平成9年3月25日教育委員会規則第10号
平成11年3月30日教育委員会規則第14号 平成15年3月28日教育委員会規則第1号
高知県心身障害者就学指導委員会規則をここに公布する。

高知県障害者就学指導委員会規則

(設置)

第1条 障害を有する児童生徒等のうち教育上特別な取扱いを要すると思われる者の障害の内容を診断・判定し、その適正な就学を図るため、高知県障害者就学指導委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 障害の内容の検査及び診断
- (2) 前号の検査及び診断に基づく総合判定
- (3) 教育相談
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、判定委員及び診断委員（以下「委員」という。）で組織し、その数は、35人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、高知県教育長（以下「教育長」という。）が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医師
- (3) 関係教育機関の職員
- (4) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部)

第6条 委員会に、次の専門部を置く。

- (1) 視覚障害部
- (2) 聴覚障害部
- (3) 知的障害部
- (4) 肢体不自由部
- (5) 病弱・虚弱部

2 前項の専門部のほか、必要があるときは、その他の専門部を置くことができる。

3 専門部に属する委員は、会長が指名する。

(調査員)

第7条 専門部に、その任務に係る専門事項を調査するため、調査員を置くことができる。

2 調査員は、教育長が委嘱又は任命する。

3 調査員は、当該専門の事項に関する調査・審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第8条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員会の会議は、非公開とする。

(緊急な事項の処理)

第9条 会長は、緊急に処理を要する事項については、関係する専門部にその審議を求め、当該専門部の議決をもって委員会の議決に代えることができる。この場合において、会長は、次の委員会にその結果を報告しなければならない。

(事務)

第10条 委員会の事務は、高知県教育委員会事務局特別支援教育課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第12条

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年11月14日教育委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則 (平成9年3月25日教育委員会規則第10号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月30日教育委員会規則第14号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月28日教育委員会規則第1号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

第二章 視覚障害者等の障害の程度

第二十二條の三 法第七十五條の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもので、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの 二 知的発達に遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオージオメータによる。

高知県障害者就学指導委員会 判定委員名簿（平成25年度）

No	所 属	職 名	氏 名
1	国立大学法人 高知大学教育研究部	教授	寺田 信一
2	国立大学法人 高知大学医学部眼科	教授	福島 敦樹
3	たしま耳鼻咽喉科	院長	田島 和幸
4	県立療育福祉センター	副センター長 (総括)	畠中 雄平
5	高知医療センター	医師	吉岡 知子
6	ひろせ整形外科 リハビリテーションクリニック	院長	廣瀬 大祐
7	高知赤十字病院小児科	部長	阿部 孝典
8	国立病院機構高知病院小児科	医長	高橋 芳夫
9	高知県立大学	名誉教授	川崎 育郎
10	県立療育福祉センター 相談通園部	チーフ	東谷 美奈
11	県立幡多児童相談所 相談サポート班	チーフ	松本 秀喜
12	県教育センター教職研修部	チーフ	高橋 信司

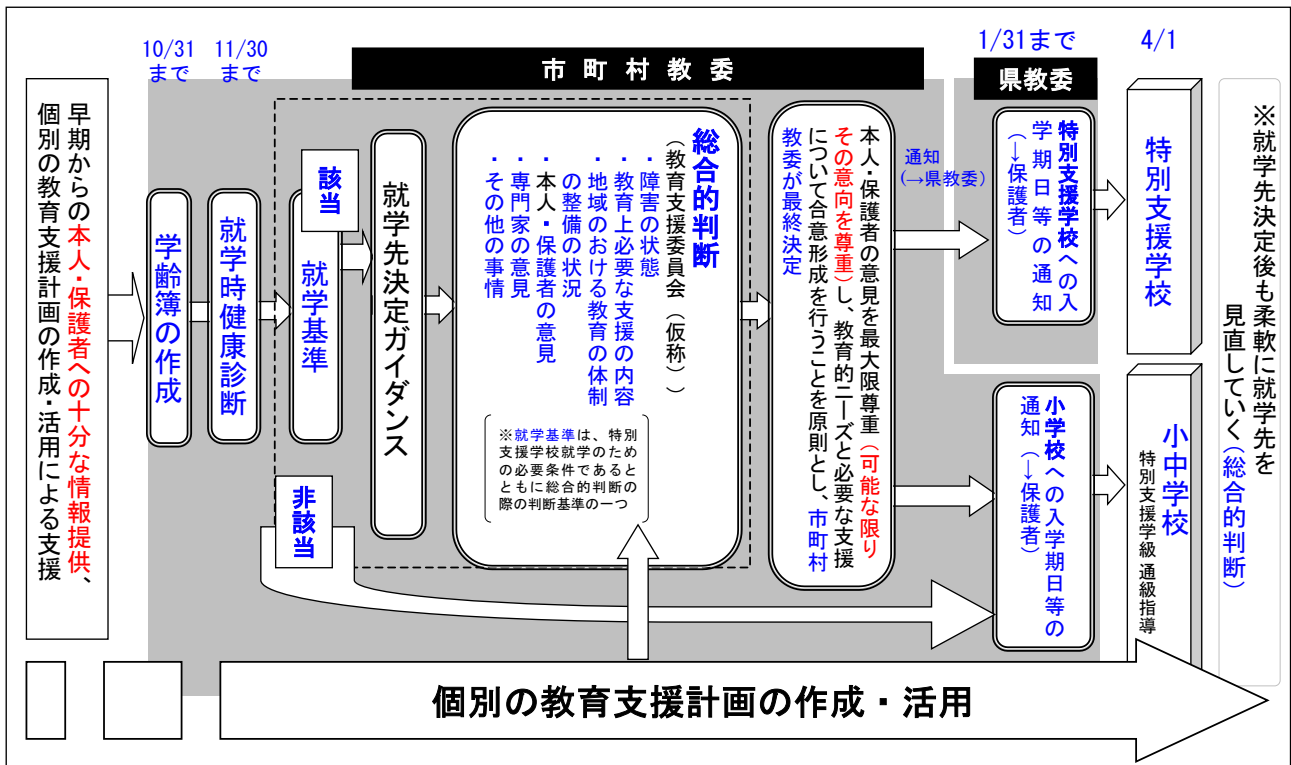
25文科初第655号文部次官通知 学校教育法施行令の一部改正について

第1 改正の趣旨（抜粋）

就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【改正後】



青字：学校教育法施行令（一部 学校保健安全法施行令）、赤字：障害者基本法、黒字：H24中教審報告ほか

25 文科初第 655 号文部次官通知

◆学校教育法施行令の一部改正について（通知）「第 3 留意事項 2」より抜粋

障害のある児童生徒等の就学に関する手続に関しては、報告において、「現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。」との提言がなされており、この点についても留意する必要があること。

25 文科初第 756 号中等教育局長通知

◆障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援（通知）「第 2 4 教育支援委員会（仮称）」より抜粋

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であること。

「教育支援資料」平成 25 年 10 月

◆第 6 章 教育相談体制の整備、1 市町村教育委員会における教育相談体制の整備、（2）教育支援委員会（仮称）についてより抜粋
 早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、以下のように、その機能の拡充を図っていくことが適当である。
 （ウ）教育的ニーズと必要な支援について整理し、個別の教育支援計画の作成について助言を行うこと。
 （カ）就学先の学校に対して適切な情報提供を行うこと。

【文部科学省、大西孝志特別支援教育調査官に確認済】（平成 25 年 12 月 10 日）

○25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知では、都道府県の教育委員会の「教育支援委員会（仮称）」について記載はないが、これをもって「都道府県には、教育支援委員会（仮称）をおかなくてもよい」というものではない。「都道府県教育委員会」と読み替えることができる。